神河町告示第182号

神河町地域自治協議会等に関する要綱をここに公布する。

令和3年12月17日

神河町長　山　名　宗　悟

神河町要綱第61号

神河町地域自治協議会等に関する要綱

(目的)

第1条　この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体である各行政区の活動を支援し、人口減少からの活性化につながる仕組みとして地域自治協議会の設立及び円滑な運営等を町が支援することにより、各地域における協働のまちづくりと将来にわたって持続可能な地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　行政区　新田区、作畑区、大畑区、越知区、岩屋区、根宇野区、山田区、中村区、粟賀町区、福本区、貝野区、しんこうタウン区、寺野区、柏尾区、加納区、東柏尾区、吉冨区、杉区、大山区、猪篠区、新野区、野村区、比延区、寺前区、鍛治区、大河区、上岩区、高朝田区、宮野区、南小田区、上小田区、川上区、大川原区、本村区、赤田区、重行区、為信区、峠区、栗区及び渕区の40区をいう。

(2)　地域自治協議会　住民が主役のまちづくりのプラットフォームで、地域の様々な団体や事業者が参加して連携・協働することにより、地域課題を地域で検討・解決し、持続可能な地域づくりを目的とする住民自治の組織（以下「協議会」という。）をいう。

(3)　地域　協議会を構成する複数行政区又は行政7ブロック等を基本とした枠組みをいう。

(4)　地域づくり　地域の特性や資源を生かしながら、地域の活力と魅力を高め、安心で安全な暮らしやすい地域社会をつくるために地域で行われる取組みをいう。

(5)　プラットフォーム　地域づくりの土台・基盤となる組織をいう。

(6)　地域課題　行政区又は地域で抱える課題をいう。

(7)　行政7ブロック　新田区、作畑区、大畑区、越知区及び岩屋区で構成する越知谷ブロック、根宇野区、山田区、中村区、粟賀町区及び福本区で構成する粟賀北ブロック、貝野区、しんこうタウン区、寺野区、柏尾区、加納区及び東柏尾区で構成する粟賀南ブロック、吉冨区、杉区、大山区及び猪篠区で構成する大山ブロック、新野区、野村区、比延区、寺前区、鍛治区及び大河区で構成する寺前ブロック、上岩区、高朝田区、宮野区、南小田区及び上小田区で構成する小田原ブロック、川上区、大川原区、本村区、赤田区、重行区、為信区、峠区並びに栗区及び渕区で構成する長谷ブロックの7ブロックをいう。

(8)　地域住民　地域に在住若しくは在勤の個人又は地域で事業を行い、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

(協議会の役割)

第3条　協議会は、各地域における協働のまちづくりと将来にわたって持続可能な地域づくりを推進するため、次に掲げる役割を担うものとする。

(1)　自らが取り組む活動方針や地域の短期的及び長期的な地域づくりの目標等をとりまとめた地域づくり計画を策定すること。

(2)　地域住民が連携及び協力することで、地域住民が行っている活動の活性化又は発展に資するよう努めること。

(3)　広く地域住民の意見、提案等を聞く機会や手段を持ち、自らが取り組む活動方針に反映させるよう努めること。

(4)　地域づくりに係る地域住民の意見を代表し、町との協働、調整等を行うこと。

(5)　当該協議会だけで解決できない課題等の解決について、町に提言等を行うこと。

(町の役割)

第4条　町は、地域住民に関わる身近な地域課題を解決するための活動について、協議会と協議のうえで適切に役割を分担するように努めなければならない。

(協議会の認定要件)

第5条　町長は次の各号のいずれにも該当する団体を協議会として認定することができる。

(1)　１つの地域を活動の対象区域として定めていること。ただし、他の協議会が対象区域としている地域を除くものとする。

(2)　各地域における協働のまちづくりと将来にわたって持続可能な地域づくりを推進する目的であること。

(3)　地域課題の解決のために方針を示し、実際に解決に向けた取組を行うこと。

(4)　地域を代表すると認められる組織であること。

(5)　協議会の目的、名称、地域、所在地、構成員、代表者、代表者及び役員の選出方法、意思決定機関の設置、意思決定方法、会計、監査その他協議会を民主的に運営するために必要な事項が明記された規約等を定めていること。

(6)　地域住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参加できる資格を有することを規約等で定めていること。

(7)　第5号の名称に、構成する行政区名又は行政ブロック名が含まれていること。

(協議会の認定)

第6条　第13条第1項の地域自治協議会準備会が第5条に規定する認定を受けようとするときは、地域自治協議会(設立準備会)認定申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、前条の規定に該当すると認めるものについて、地域自治協議会(設立準備会)認定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(認定内容の変更)

第7条　協議会は、第6条第1項に規定する地域自治協議会(設立準備会)認定申請書及び関係書類に記載した事項のうち、次に掲げるものに変更が生じたときは、速やかに地域自治協議会(設立準備会)認定内容変更申請書（様式第3号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　名称

(2)　地域

(3)　代表者

(4)　規約等

2　町長は前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、地域自治協議会(設立準備会)認定内容変更承認通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

(認定の取消し)

第8条　町長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、当協議会の認定を取り消すことができる。

(1)　正当な理由がなく第5条に規定する項目のいずれかを欠くと認められるとき。

(2)　協議会が解散したとき又は解散したと認められるとき。

(3)　その他協議会として適当でないと認められるとき。

2　町長は、前項の規定により認定の取消しを行うときは、地域自治協議会(設立準備会)認定取消通知書(様式第5号）により当該協議会に通知するものとする。

(地域づくり計画の策定)

第9条　協議会は、当該地域住民の意思に基づき、地域ごとの特性、自然環境、歴史、文化等の地域の資源を活用し、当該地域課題の解決及び活性化を目的として、第3条第1項第1号の地域づくり計画を策定しなければならない。

2　町は、地域づくり計画の策定に当たっては、必要に応じ、協議会に対し支援を行うものとする。

3　協議会は、地域づくり計画を策定したときは、速やかに町長に届け出るものとする。

4　町は、地域づくり計画を尊重し、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、町の各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。

(協議会の行う事業等)

第10条　協議会は、地域の課題解決及び地域の個性や実情に応じた地域づくりのため、次に掲げる事業を行うことができる。

(1)　地域の福祉の向上に関する事業

(2)　地域の子どもの健全育成及び文化に関する事業

(3)　地域の生活環境の向上に関する事業

(4)　地域の安全・安心及び活性化に関する事業

(5)　その他地域づくり計画に基づく事業

(協議会の活動)

第11条　協議会は、すべての地域住民を対象として活動するものとし、その活動が特定の者の利害を生じさせ、又はこれに類することを目的としてはならない。

2　協議会は、次に掲げる活動をしてはならない。

(1)　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成する活動

(2)　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3)　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職　をいう。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(4)　その他町長が不適当であると認める活動

(協議会に対する支援)

第12条　町は次に掲げる支援について必要な措置を講じるものとする。

(1)　財政的支援

(2)　人的支援

(3)　活動拠点に係る支援

(4)　その他町長が必要があると認めること

2　前項各号に規定する支援の内容については、町長が別に定める。

3　町は、協議会の円滑な運営及び活動を推進するため、協議会の活動及びその活動から生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(地域自治協議会設立準備会の認定要件等)

第13条　協議会を設立しようとする地域は、地域自治協議会設立準備会（以下「準備会」という。）を設立しなければならない。

2　町長は、協議会を設立しようとする地域が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、準備会として認定することができる。

(1)　代表者が定められていること。

(2)　複数行政区又は行政７ブロック等を基本とした枠組みにより、協議会の設立につながることが認められること。

3　準備会の期間は、原則として2年以内とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

4　町長は、1地域につき1準備会を認定するものとする。

(準用規定)

第14条　第6条から第8条及び第12条の規定は、準備会の認定、認定内容の変更、認定の取消し及び準備会に対する支援について準用する。

(委任)

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

地域自治協議会（設立準備会）認定申請書

　　　　年　　月　　日

　神河町長

|  |
| --- |
| （申請者）  住所又は所在地 |
| 準備会（団体）名 |
| 代表者氏名 |
| 電話番号 |
| 電子メールアドレス |

地域自治協議会（設立準備会）の設立について、神河町地域自治協議会等に関する要綱の規定により、関係書類を添えて次のとおり認定の申請をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 準備会（団体）名 |  |
| 対象とする地域 |  |
| 代表者氏名 | （ふりがな） |
| 連絡先 | 住所又は所在地 |
| 電話番号 |
| 電子メール |
| 設立年月日（予定） |  |
| 添付書類 |  |

様式第2号（第6条関係）

地域自治協議会（設立準備会）認定通知書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

神河町長

年　　　月　　　日付けで申請のありました地域自治協議会（設立準備会）の設立について審査した結果、神河町地域自治協議会等に関する要綱に規定する要件を満たす地域自治協議会（設立準備会）として認定しましたので、同要綱の規定により次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会（準備会）名 |  |
| 対象とする地域 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 住所又は所在地 |  |

様式第3号（第7条関係）

地域自治協議会（設立準備会）認定内容変更申請書

　　　　年　　月　　日

　神河町長

|  |
| --- |
| 住所又は所在地 |
| 協議会（準備会）名 |
| 代表者氏名 |
| 電話番号 |
| 電子メールアドレス |

年　　　月　　　日付けで認定を受けた内容に変更が生じたので、神河町地域自治協議会等に関する要綱の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更の内容 |  |
| 変更の理由 |  |
| 変更に係る関係書類 |  |

様式第4号（第7条関係）

地域自治協議会（設立準備会）認定内容変更承認通知書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

神河町長

年　　　月　　　日付けで申請のありました地域自治協議会（設立準備会）認定内容変更申請について審査した結果、神河町地域自治協議会等に関する要綱の規定により次のとおり通知します。

認定内容の変更を承認します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更内容 |  |
| 変更承認年月日 |  |

様式第5号（第8条関係）

地域自治協議会（設立準備会）認定取消通知書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

神河町長

年　　　月　　　日付けで認定した貴団体は、次の理由により認定を取り消しますので、神河町地域自治協議会等に関する要綱の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 取消年月日 |  |
| 取消理由 |  |